

第7 債権法改正

1 改正作業のこれまでの経過

(1) 法制審議会民法（債権関係）部会による審議の状況

2009（平成21）年10月28日、法務大臣から法制審議会に対し民法（債権関係）の改正に関する諮問がなされ、これに基づき法制審議会内に民法（債権関係）部会（以下「法制審部会」という。）が設置され、2015（平成27）年2月10日までの5年有余の間、99回の部会審議及び18回の分科会審議がなされている。

法制審部会の審議は、まず、中間論点整理案の検討を行うことから開始された（第1ステージ）。続けて中間試案策定のための検討を行い（第2ステージ）、最終的に要綱案の策定（第3ステージ）をもって審議を終えた。2011（平成23）年4月12日の第26回会議において「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下「中間論点整理」という。）が、2013（平成25）年2月26日の第71回会議において「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。）が、それぞれ部会決定されている。

第3ステージに関しては、2014（平成26）年8月26日の第96回会議に「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（以下「要綱仮案」という。）をまず部会決定したうえで、さらに約款に関する規律等の審議を続け、2015（平成27）年2月10日の第99回会議において「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（以下「要綱案」という。）を決定した。これを受けて、同月24日の法制審議会総会において「民法（債権関係）の改正に関する要綱」（以下「要綱」という。）が決定されている。

(2) 国会における法案の審議、成立過程

要綱に基づき法案が作成され、2015（平成27）年3月31日、第189回通常国会に「民法の一部を改正する法律案」（以下「法案」という。）が提出されたが、実質的な審議に入ることなく、衆議院において閉会中審査となり、ようやく2016（平成28）年9月26日に開会された第192回臨時国会において審議が開始された。衆議院法務委員会が約30時間の実質審議が行われたものの、再び閉会中審査となった。最終的に、2017（平成29）年1月20日に開会された第193回通常国会において審議を終了し、同年5月26日に法案が成立、同年6月2日に公布された。また、関係法令について必要となる改正を行うために、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（以下「整備法」という。）も法案成立と同時に可決成立し、公布されている。

(3) 今後の施行の予定

成立した「民法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）の附則1条によれば、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」と規定されている。したがって、2020（平成32）年上半期には施行される見込みである。

(4) 法友会や弁護士会等のこれまでの取組み

ア 法友会・法友全期会の取組み

法友会は、2009（平成21）年8月には債権法改正問題についての合宿を行うなどして意見集約に務めてきた。また、2011（平成23）年7月には、中間論点整理に関するパブリック・コメントの検討に際し、法友会としての意見を東京弁護士会宛に提出している。

また、法友全期会も積極的に調査、研究活動を行い、その成果を著作（『民法改正を知っていますか?』民事法研究会・2009〔平成21〕年、『債権法改正を考える—弁護士からの提言』民事法研究会・2011〔平成23〕年、『弁護士が弁護士のために説く債権法改正』第一法規・2014〔平成26〕年、改訂版が2016〔平成28〕年、事例編が2017〔平成29〕年）として発刊するなどしている。

イ 東京弁護士会の取組み

東京弁護士会は、これまでも法制審議会での審議に関する意見書を作成したり、会長声明を発表したりするなどしている。2011（平成23）年7月には、中間論点整理に関するパブリック・コメントの手續に際し、東京弁護士会としての意見書を法務省宛に提出している。この意見書は、（『「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に対する意見書』信山社・2011〔平成23〕年）として出版、市販されている。さらに、2013（平成25）年5月30日には、中間試案に関するパブリック・コメントの手續に際し、東京弁護士会としての意見書を法務省に提出している。また、改正法成立後には、東京弁護士会法制委員会民事部会の編集により、「事例にみる契約ルール改正ポイント（新日本法規出版・2017〔平成29〕年）を発売している。

ウ 日弁連の取組み
日弁連では、司法制度調査会民事部会において継続的な検討を行い、法制審部会が設置された段階で、法制審民法部会バックアップ会議を設置し、法制審部会での弁護士委員・幹事の活動をサポートした。このバックアップ会議のメンバーによる検討の成果は、改正法成立後に発刊された、「実務解説改正債権法」（弘文堂・2017〔平成29〕年）に結実している。

さらに、日弁連は、中間論点整理および中間試案に関する各パブリック・コメントの手續に際して、各単位会に対する意見照会の結果を踏まえ、それぞれ日弁連意見書を法務省に提出している。要綱成立直後の2015（平成27）年3月19日には、「民法（債権関係）の改正に関する要綱に対する意見書」を作成し、発表している。このほかにも、「保証制度の抜本的改正を求める意見書」（2012〔平成24〕年1月20日策定）や、「保証人保護の方策の拡充に関する意見書」（2014〔平成26〕年2月20日策定）などの個人保証のあり方に関する意見書を法務省に提出し、重要な提言を行っている。

なお、要綱決定後も会員向けの債権法改正に関する研修会を各地で適宜、行っている。さらには、法案の審議が遅れていたなかで、2016（平成28）年9月30日、「民法の一部を改正する法律案及び同整備法案についての本年の臨時国会での成立を求める会長声明」を発表している。

エ 公益財団法人日弁連法務研究財団の取組み

公益財団法人日弁連法務研究財団は、2013（平成25）年5月13日の東京・関東地区を初回として、中間試案およびその弁護士実務への影響を研究し、より一層、実務を踏まえた検討がなされることを目的として全国研修を実施した。

さらに、2016（平成28）年5月からは、新たに「債権法改正十番勝負」と題する連続研修会を開始し、全国の高裁所在地において研修を行っている。2017（平成29）年9月現在で合計7回を数えている。

2 改正法に対する評価

(1) 全体的評価

日弁連は、改正法の内容について、「保証人保護の拡充や約款ルールの新設を見ても明らかなように、利害の対立する複数の契約当事者間の適正な利益調整を図り、かつ、健全な取引社会を実現するために、必要かつ合理的な改正提案であると評価でき、当連合会は本改正法案に賛成する。」との意見を表明している（上記2015〔平成27〕年3月19日付「民法（債権関係）の改正に関する要綱に対する意見書」）。ただし、未だ不十分な点、取り上げられなかった論点もあることを指摘し、今後の法理の具体化・精緻化、あるいはさらなる改正作業の必要性を併せ指摘している。

また、日弁連は、重要な改正項目として、①保証人保護、②定型約款の明文化、③消滅時効の簡明化・統一化、④債権譲渡の活用、⑤契約に関する重要ルールの改正を取り上げている。改正法における改正項目は200を超えているが、この5点が重要であることについては概ねの理解が得られている。

(2) 保証人保護

日弁連は、2003（平成15）年8月に策定した統一消費者信用法要綱案で、消費者信用取引によって生じた債務について与信業者が消費者との間で保証契約を締結することを禁止し、事業者信用取引による債務の保証

の場合でも消費者との保証契約締結には一定の制限を設けるべきことを既に提案していた。この提案をさらに推し進め、2012（平成24）年1月20日策定の、「保証制度の抜本的改正を求める意見書」においても、日弁連として自然人の保証（個人保証）の原則的禁止を提言した。法制審部会においても、弁護士会の提案を受けける形で、少なくとも事業者向け融資（事業者の事業に係る金融債務）については経営者等の一定の者を除き個人保証は原則的に禁止し、これに反する保証は無効とするという考え方が検討され、中間試案では、個人保証の制限、各段階での情報提供義務その他の保証人保護の方策の拡充について引き続き検討するとされた（中間試案第17の6）。改正法は、このうちの情報提供義務について一定の規律を設けている（契約締結時の情報提供義務について改正法465条の10、主たる債務の履行状況に関する情報提供義務について改正法458条の2、主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報提供義務として改正法458条の3）。これに対し、個人保証の原則的禁止に関しては、中小企業における事業資金融資を困難とするとの強い意見が法制審部会で示された結果、原則的禁止は断念され、事業に係る債務についての保証契約に関して公正証書による保証意思の表示を義務付けるという規律となった（改正法465条の6以下）。これについては、例外規定（改正法465条の9）が設けられるなどの注意すべき点も存するが、保証が軽率になされることへの対策としては一定の効果があると思料される。この点は、弁護士会が多年にわたり取り組んできた保証人保護の拡充に繋がる改正であり、一定の前進と評価しうる。そのうえで今後、更なる保護の拡充に向けて努力する必要がある。

さらに、改正法では、現在の貸金等根保証の規律を保証人が個人である根保証一般にも、一定の限度で拡大することを提案しており（改正法465条の2以下）、この点も重要である。

（3） 定型約款について

民法の現代化という観点からは、約款取引について何らかの法的規律を改正法に導入することは不可避と判断された。しかしながら、法制審部会における審議はその規律の内容をめぐる最後まで難航し、最後の会議である2015（平成27）年2月10日の第99回会議でようやく議論の一致をみた改正項目である。

改正法は、まず多様な約款取引のうち、定型的な取引及び定型的な約款のみを今回の改正の対象とすることを明らかにする（定型取引と定型約款に関する定義規定を設ける）。そのうえで、この定型取引を行う合意（定型取引合意）をした場合において、当事者が定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき、あるいは定型約款準備者が予めその定型約款を契約内容とする旨を相手方に表示していたときには、その定型約款の個別条項についても合意したものとみなされると規定する（改正法548条の2第1項）。そのうえで、みなし合意から除外される場合として、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に規定する基本原則に反して、相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなすと規定している（改正法548条の2第2項）。改正法にはその他にも定型約款の内容表示に関する規律（改正法548条の3）及び変更に関する規律（改正法548条の4）が設けられている。

（4） 消滅時効法制

消滅時効法制については、時効の起算点、時効期間、時効障害事由について抜本的な改正がなされている。改正法166条は、債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、②権利を行使することができる時から10年間行使しないとき、のいずれかによって時効消滅することを規定する。②は客観的起算点と10年の時効期間を組み合わせたもので従来通りの規律である。これに①の主観的起算点と5年という短期の時効期間を組み合わせた規律を新たに設けた点が改正法の特徴である。これにより、商事時効との差異は希薄化されるので、今回の改正に合わせ商事時効に関する商法522条の規定は削除される（整備法）。また、必ずしも合理性がないとされていた改正前民法170条から174条までの短期消滅時効に関

する規定も、今回の改正法により削除された。その結果、時効期間についてはシンプルな規律となり、分かりやすい内容となっている。

時効障害事由については、従来の「中断」は「更新」に、「停止」は「完成猶予」に改められる。そのうえで、更新と完成猶予の関係性をより緊密なものとし、それぞれの事由を整理している。また、新たな完成猶予事由として、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の規定（改正法150条）が新設されている。実務に有益な規定と思料される。

(5) 債権譲渡に関する改正

債権譲渡法制については当初、対抗要件を抜本的に改正すること等が試みられたが、法制審部会での議論が纏まらず、最終的には小規模の改正にとどめられている。しかし、その中においても、改正法が、当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示をしても債権の譲渡の効力は妨げられないと規律したこと（改正法466条2項）や、異議なき承諾に抗弁権の喪失の効果を結びつけていたこれまでの規律を改めたこと（改正法468条1項）、さらには、将来債権譲渡について新たに規律を設けたこと（同第466条の6）については注意が必要である。

(6) 契約に関する重要ルール改正

以上の他にも、重要な契約ルールが変更される。これまで契約法の基本ルールとされてきた原始的不能ドグマ（存在しない物を引き渡す契約は意味がないので無効であるとの理解）は改正法412条の2第2項によって否定される。また、特定物ドグマ（特定物の引渡しについては、「その物」しか存在しない以上、たとえ、引き渡した物に瑕疵があっても履行として完了し債務不履行にならないとの理解）についても、改正法483条は契約に基づく引渡債務については原則、これを否定する。改正法の下では、特定物売買のあり方が大きく変更されることになる。これに合わせて、改正前民法570条の瑕疵担保責任も、契約不適合責任として規律の内容が一新されている。また、債務不履行責任の要件である帰責事由について、債務者の故意・過失と考える従来の理解も改正法415条では改められ、契約内容を実現できないことに関するリスク負担の意味に理解される。解除の要件に関しては、帰責事由そのものが不要とされている（改正法541条・542条）。契約は守られなければならないという契約の拘束力を重視した改正であり、今後は、そのような新しい契約感に慣れる必要がある。

3 残された問題点

(1) 現代型暴利行為や惹起型錯誤の明文化の断念

今回の改正において、現代社会における暴利行為の内容を改めて検討し、これを明文化することが試みられた（中間試案第1・2（2））。しかし、適切な要件化が難しく引き続き公序良俗違反に関する規定の解釈に委ねるべきとの意見が有力となり、最終的に明文化が断念された。また、いわゆる動機の錯誤の明文化に関して、今回の改正では、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されたときに限り」、取消しが可能と定められた（改正法95条）。しかし、法制審部会の審議では、この他にも、「相手方の行為によって当該錯誤が生じたとき」にも取消しを認める案が検討されていた。いわゆる惹起型の動機の錯誤であるが、明文化賛成論と慎重論が対立し、長期間の議論の末に結局、意見の一致がみられず立法化が断念された経緯がある。

これらの断念された規律は、現代の取引社会において市民の生活の平穩を維持するための重要な規律となるものである。したがって、今回の改正において明文化が断念されたとしても、その重要性を看過してはならず、これらの法理を意識した解釈論を展開するなどの努力が必要である。

(2) 契約の基本原則に関する規定の新設

上記の他にも、中間試案段階では、契約に関する基本原則に関して一定の内容を民法に規定することが提案されていた。付随義務及び保護義務に関する規定の明文化（中間試案第26の3）や、一定の契約においては格差の存在を考慮すべきという規律の新設等である（同第26の4）。信義則の具体化、実質化の要請は21世紀を担う民法の重要な使命であり、また、法友会及び東京弁護士会が力説してきた「格差社会の是正」に資するものとして極めて重要である。しかしながら、その後の法制審部会においてコンセンサスを得ることができず、これらの規定は改正法においては、結局、明文化が見送られている。この点については、不十分な内容となっていると言わざるを得ない。今後のさらなる検討が必要である。

(3) 個人保証の保護のさらなる充実の必要性

個人保証の保護の規定について、今回の改正において一定の規律が盛り込まれたことは前述のとおりであるが、その内容については必ずしも十分なものではない。公正証書による保証意思の表示という方法論自体、保証契約の情誼性という観点から考えた際には疑問が残るし、また、適用除外が許容される場合として、主たる債務者が行う事業に現に従事する配偶者が含まれている（改正法465条の9第3項）ことにも問題がある。個人保証人の保護については、より充実した規律を設ける必要がある。

以上の諸論点のほかにも重要な検討課題が数多く存在している。民法は私たち法律実務家が日常的に使用する法律である。その民法が1896（明治29）年の成立以来、約120年ぶりに抜本的に改正された。今後は、その解釈、運用を適切に行っていく必要があり、法律実務家の役割がいよいよ重要となる。私たちはこの重大性をよく認識し、改正内容に関して今後、さらなる研鑽に務めていく必要がある。